

平成 19 年度 滋賀県建築士会専攻建築士制度

審査・登録申請案内書

H19.9.5 Ver.4

社 団 法 人 滋 賀 県 建 築 士 会
継 続 能 力 開 発 委 員 会

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜 1 - 1 - 18 建設会館 3F

TEL : 077 (522) 1615

Email : shiga-sa@mx.biwa.ne.jp

URL <http://www.kentikushikai.jp/>

目 次

| | | |
|---|-------|-------|
| 1 . 専攻建築士について | | 1 頁 |
| 1 . 専攻建築士とは | | |
| 2 . 専攻種別と対象者 | | |
| 3 . 専攻建築士制度導入期の経過措置等 | | |
| 4 . 限定表示・専門分野表示 | | |
| 2 . 審査について | | 1 4 頁 |
| 1 . 審査方法 . | | |
| 2 . 申請手続き | | |
| 3 . 申請書等の配布と受付 | | 1 6 頁 |
| 1 . 関係書類の配布 | | |
| 2 . 審査申請書の申請 | | |
| 3 . 審査・登録手数料 | | |
| 4 . C P D 制度参加登録義務 | | |
| 4 . 登録手続き | | 1 8 頁 |
| 1 . 登録の方法 | | |
| 2 . 登録の有効期間 | | |
| 3 . 登録証 | | |
| 4 . 登録者名簿 | | |
| 5 . 変更・再交付 | | |
| 6 . 監査・制裁措置等 | | |
| 5 . 登録の更新 | | 1 5 頁 |
| 1 . 審査方法 | | |
| 2 . C P D の記録と保管 | | |
| 3 . 更新の特例 | | |
| 4 . 更新手数料 | | |
| ・ 参考資料 1 . 登録証 (A 4 版及びカード・バッチ) 登録者名簿 | | |
| ・ 2 . 滋賀県建築士会 専攻建築士登録者名簿 | | |
| 6 . 建築士会継続能力開発制度 (C P D) 制度 | | 2 3 頁 |
| 1 . C P D 制度について | | |
| 2 . C P D の実施 | | |
| 3 . C P D 手帳の入手 | | |
| 4 . C P D 制度における単位換算 | | |
| 7 . Q & A | | 2 7 頁 |
| 8 . 申請書記入のご注意 | | 2 9 頁 |

はじめに

建築士業務の拡大と専門分化

建築士法が制定され五十数年が経過し、建築士は社会の高度化・多様化に伴い、様々に専門分化しながら業務を行い、日本の建築生産の基本的な枠組みを支えてきた。現在、建築士が建築を中心とする建設産業に幅広く存在することで、日本の建築の質を担保する主要な役割を担っている。

建築士法は、欧米の建築家法と異なり建築設計者、構造・設備技術者等の幅広い技術者の資格法として位置付けられている。また、一級・二級建築士、木造建築士という資格分類もある。さらに、「建築士資格」は建設業法や他の建設関連資格の中でも活用され、施工分野をはじめ他の分野に数多くの建築士が存在している特徴がある。

現在では、社会の高度化・複合化に対応して、建設プロジェクトの構想・企画やまちづくり・都市計画等の領域から、社会のストック化への移行に伴う維持管理・保全業務、資産をトータルで管理するFM（ファシリティマネジメント）等々に至るまで、建築士の業務は多様に専門分化しながら拡大している。これらの専門家はより緊密に連携しながら仕事を進める必要性が高まっている。

こうした背景から、「建築士」という一括りでは、建築士が果す業務範囲が広く解りにくくなっている。また、時代の進展に合わせ、新しい技術、より高い能力が求められるようになってきている。

それ故、建築士は発注者・消費者に対し、「絶えず自己研鑽に努め、かつ一定の実績を挙げている資格者として自らの専攻（専門）領域を明示し、宣言する」社会的責任がある。

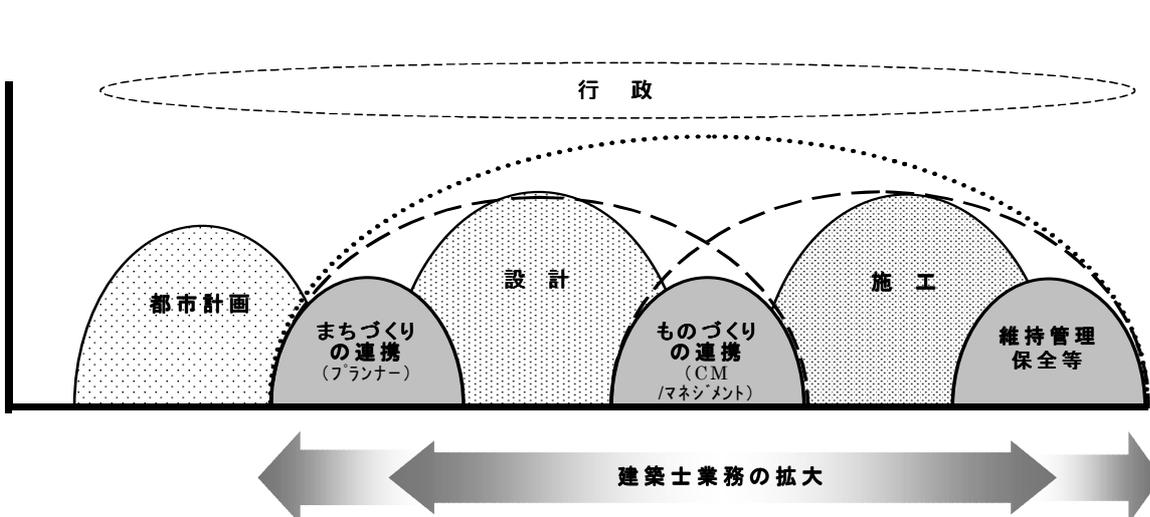


図 3 . 1 : 建築士業務の拡大とパートナーリング

「専攻建築士制度」は、「建築士」の専攻領域（専門分野）を明確にする目的で、社団法人日本建築士会連合会が定める「自主表示制度」です。

社団法人滋賀県建築士会は、社団法人日本建築士会連合会「専攻建築士制度規約」に基づき、平成 16 年 11 月より、この制度を実施します。

この案内書は、平成 19 年度の滋賀県建築士会専攻建築士制度についての案内書です。審査・登録申請を希望される方は、この案内書を参照頂き申請願います。尚、申請書式等については、9 月 5 日現在での内容を掲載しておりますが、都合により予告なく変更させて頂く場合もございます。ご了承願います。

1. 専攻建築士について

1-1. 専攻建築士とは

社会、消費者に向けて良好な建築環境を提供する義務のある建築士は、現在様々な分野で活躍し、その業務も多様に専門分化しています。

建築士は、建築士業務の専門分化という時代の現実を真摯に受け止めるならば、少なくとも自らの責任を果たす専門業務領域とその能力を消費者や社会に明示する責任があります。そこで、滋賀県建築士会では平成15年3月より専攻建築士制度の必要条件である「建築士会継続能力開発(CPD)制度」を既に実施しており、この度「建築士の専攻(専門)領域を認定・登録し社会に明示する自主制度」として「専攻建築士制度」を全国に先駆け開始することとなりました。

「専攻建築士」の審査は、日本建築士会連合会が定める「専攻建築士制度規約」に基づき行われます。

「専攻建築士の8つの山」



(1) 専攻建築士の定義

「専攻建築士」は建築士資格取得者を対象として、資格取得後、各々の専攻領域において一定期間の実務経験と実務実績を有する者で、申告のあった者の中から、「認定登録機関」が認めた者を言います。

「専攻領域」とは、社会・消費者に対してその専攻領域の業務について自ら表示し、責任を取ることを宣言する領域です。

(2) 専攻領域と名称の表示

専攻建築士の名称・区分は下記 8 領域とし、申請者の実務実績により、複数の選考領域を取得することもできます。各領域の代表的業務と基礎要件は、次のとおりです。

まちづくり専攻建築士

対 象：一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

都市デザイン、都市計画に係わる業務。

開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務。

企画、調査等のコンサルタント業務。

地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動。

解 説

建築士の業務が上流へ移行していること、都市計画や地域計画、住民との協働等のまちづくり業務に携わる建築士が多くなってきたこと、建築士が建築の設計を行う場合に、今以上に敷地周辺の環境づくりや、地域のまちづくり活動に関わっていかなければならないと考え、建築士の新しい業務分野として位置づける。

まちづくり領域の対象は、単体の建築に比べて、面的、集団的であり、作る過程の企画、計画、開発、設計、行政、指導等、人や物、組織の関連があるものとし、地域の人や他領域の専門家と連携して、地域環境を作り上げることに関わる業務または活動とする。

都市景観、都市計画と建築、法令と住民、開発者と生活者・社会をつなぐ「まちづくりにおけるハードとソフトの両面に関わる技術的素養を身につけた専門家」として位置付ける。

都市計画法に係わる業務は、原則として「まちづくり業務」としたが、市街地内での店舗設計等の単純な「開発行為申請業務」は、設計の延長線上にある業務として、「まちづくり」の対象としないこととした。

ただし、「開発行為の申請業務」でも、宅地開発企画(宅地開発・宅地造成等)などで「街並み」や「公園」等の景観づくりや環境づくりなどに関わる業務が盛り込まれているものは、「まちづくり」業務と見なした。

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績」が3件以上あること。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に「責任ある立場での実務実績」が3件以上とする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。

ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

専門分野表示(例示)

都市・環境デザイン、都市計画、再開発、区画整理、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政
景観計画、ランドスケープ、防災まちづくり、ユニバーサルデザイン

設計専攻建築士

対 象：一級建築士、二級建築士、木造建築士
「建築士」免許を有する「APECアーキテクト」

実務内容

建築設計事務所・建設会社・官庁（国、地方自治体、公共団体）等で、建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務。

解 説

設計と工事監理は、業務独占の重い責任を負っており、発注者のニーズに基づき、意匠、構造、設備等を総合化(integration)する責任を負う役割も持つ。
建築士法上の設計・工事監理の実務実績がなく、「確認申請代行」や「工事監理委任」を専門に行う者は、「生産専攻建築士」領域の専門分野で申請する。
実務実績が「積算業務」のみの者は、「生産専攻建築士」領域の「積算」の限定表示で申請する。
建築士法上の設計・工事監理の実務実績がある者については、設計業務も行うが、経営的な判断から「確認申請・工事監理」や「他の企業から下請的作図業務」等も複合的に行っている状況にある場合、「建築士として地域相談役、地域の建築の質を高める役割」もあるため、登録更新時は、それらの実績により、「設計専攻建築士」として継続できるものとする。

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。
なお、上記の業務の他に、専攻領域の実務経験年数には、企画業務、ファシリティマネジメント、コストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務年数を加えることができる。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績」が3件以上あること。
なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に「責任ある立場での実務実績」が3件以上とする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。
ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

専門分野表示（例示）

戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、スポーツ施設、漁業関連施設、社寺建築、数寄屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、ファシリティマネジメントプロジェクトマネジメント、コンストラクションマネジメント、積算、リフォーム
診断・改修

「建築士」資格以外の資格の扱い

- ・「APECアーキテクト」は、登録証の写しを添付することによって、様式4を省略することができる。

構造専攻建築士

対 象：一級建築士

- ・「建築士」免許を有する「APECエンジニア(構造)」
- ・「建築構造士」

実務内容

建築設計事務所・建設会社・官庁（国、地方自治体、公共団体）等で、建築士免許を必ずする建築の構造設計およびその工事監理に係わる者

解 説

法で規定する構造的業務にレベルの差があるため、当面は一級建築士を対象とする。

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。
実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績」が3件以上あること。
申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。
ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

専門分野表示

耐震診断・補強

「建築士」資格以外の資格の扱い

APEC エンジニア（構造） 建築構造技術者協会の認める「建築構造士」は、資格認定証の写を添付することで様式4を省略することができる。

また、「建築構造士」が、専攻建築士に申請する場合、建築士会非会員であっても申請できる。

協定により、建築士会会員でなく、建築構造技術者協会の会員である「建築構造士」が、専攻建築士に申請する場合、建築士会に入会の必要は無く、どちらかの会に入会していればよい。

「建築構造士」は、建築構造技術者協会の会員であることが条件になっている。

環境設備専攻建築士

対 象：一級建築士、二級建築士(+ 建築設備士)、木造建築士(+ 建築設備士)
「JABMEE シニア」

実務内容

建築設計事務所・建設会社・官庁（国、地方自治体、公共団体）等で、建築の設備設計及びその工事監理に係わる業務

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。
なお、「建築設備士」または「建築士」資格いずれか、早い取得からの経験年数とすることができる。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績」が1件以上あること。
なお、限定表示、専門分野表示、共に、その限定、専門分野毎に「責任ある立場での実務実績」が1件以上とする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。

ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

限定表示

環境設備領域の場合、必ず以下の限定を表示することとする。
空調設備(空調)、 給排水衛生設備(衛生)、 電気設備(電気)

専門分野表示

省エネルギー、情報システム

建築士の資格をもつ「JABMEE シニア」の扱い

建築設備技術者協会が認める「JABMEE シニア」は、登録証の写しを添付することで様式4を省略することができる。

また、建築士の資格をもつ「JABMEE シニア」が、専攻建築士に申請する場合、建築士会非会員であっても申請できる。

協定により、建築士会会員でなく、建築設備技術者協会の会員である「JABMEE シニア」が、専攻建築士に申請する場合、建築士会に入会の必要は無く、どちらかの会に入会していればよい。

生産専攻建築士

対 象：一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

建築施工管理・設備施工管理分野に係わる業務。あるいは維持管理、診断改修、積算、CMなどの建築生産に係わりのある業務。

解 説

特に、「ものづくり」の連携で、「施工図」の作成、調達情報、施工法を考えた設計への提案など、実質の建築の質を担保する者として「生産専攻建築士」は重要な役割を担っている。地域で建築生産を支えている人たちは、これからの地域の「地産・地消の推進者」、建築に関する「地域の相談相手＝診療所の建築版」となるような機能を果たすことも期待される。

「生産」は、専門分野の幅が広く、周辺領域が拡大し、近年、施工管理の実績を基に、CMや積算業務、維持管理などの「サービス提供型(コンサルタント)業務」を行う者も増えている。

生産専攻建築士の将来を考えた「専門分野表示」等を考えていきたい。

「確認申請代行」「工事監理委任」を専門に行う者は、「生産」の専門分野表示で申請する。

申請要件

免許取得後の専攻領域の実務経験年数は、「一級建築士」は3年以上、「二級建築士」「木造建築士」は6年以上あること。

なお、「一級建築施工管理技士」または「建築士」免許いずれか、早い取得からの経験年数とすることができる。

実務実績は、「責任ある立場での実務実績」が3件以上あること。

なお、限定表示、専門分野表示を申請する場合は、その限定、専門分野毎に3件以上とする。

申請に必要なCPD単位は150単位以上あること。

ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

限定表示

生産領域の場合、以下の4つの表示いずれかに該当する場合は、必ず限定表示しなければならない。

限定表示は複数の表示ができるが、1つの限定表示につき、その特定分野の3件以上の責任ある立場での実務実績に基づくものとする。

- ・ 建築施工管理
- ・ 設備施工管理
- ・ 積算
- ・ 診断・改修

* 日本建築積算協会の認める「建築積算資格者」を持つ「建築士」は、積算の限定表示とする。

* 「ストック3団体」の認める資格*3を持つ「建築士」は、診断・改修の限定表示とする。

- ・ 日本建築防災協会の認める「特殊建築物等調査資格者」
- ・ 日本建築設備・昇降機センターの認める「建築設備検査資格者」
- ・ 建築設備維持保全協会の認める「建築仕上げ診断技術者」
- 「建築設備診断技術者」・「建築・設備総合管理技術者」

生産領域で、上記の4つの限定表示に該当しない場合は、限定表示はせず、専門分野表示とする。

専門分野表示(例示)

・ 戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム

(限定表示の上、専門分野表示をする例示)

・ コンストラクション マネージメント、鉄骨工作図、確認申請代行、工事監理委任、鑑定書等作成
(限定表示をせずに、専門分野表示とする例示)

アスベスト診断・改修：「アスベスト診断士」(社)日本石綿協会の資格を持つ者

プレカット：選別技術者の認定証等を持つ単なるプレカット技術者ではないこと。

「建築士」資格以外の資格の扱い

「建築積算資格者」が専攻建築士に申請する場合、日本建築積算協会が、建築士会のどちらかの会員でなければならない。

協定により、建築士会会員でなく、建築積算設備技術者協会の会員である「建築積算資格者」が、専攻建築士に申請する場合、建築士会に入会の必要は無く、どちらかの会に入会していればよい。なお、「建築積算資格者」は、日本建築積算協会の会員であることが条件にはなっていない。

棟梁専攻建築士

対 象：一級建築士、二級建築士、木造建築士

「建築士」免許を有する「日本伝統建築技術者保存会の正会員」・「日本伝統建築技能者」

実務内容

日本の木造伝統技術を継承し、その技術のもとに伝統建築（社寺、数寄屋等）の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工（木工技能）を行なう業務。

日本の木造伝統技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工（木工技能）を行なう業務。

解 説

まちづくりから生産までの専攻建築士が、「専門分化」の中で役割を明確にしてきたのとは異なり、「棟梁専攻建築士」は、伝統木造型の和風建築のように、設計と施工を一人の人間が一体的に修得して伝承している「建築士」として位置付ける。

主として伝統的木造住宅、社寺建築、数寄屋等の設計と、施工の木工技能を修得している「建築士」を対象としていることを特徴としている。

施工から設計へ業務領域を拡大した人。設計から施工領域へ業務を拡大した人などが想定される。

日本の伝統的な生産方式の担い手、これからの地域の「地産・地消の推進者」、地方の建築文化の保全者、建築に関する「地域の相談相手＝診療所の建築版」となるような機能を果たしている者を想定している。

申請要件

免許取得後の専攻領域の実務経験年数は、「一級建築士」は5年以上、「二級建築士」「木造建築士」は8年以上あること。

なお、「一級建築施工管理技士」または「建築士」資格いずれか、早い取得からの経験年数とすることができる。

実務実績は、「責任ある立場での実務実績」が3件以上あり、後進の指導にあたっている実績があること。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に「責任ある立場での実務実績」が1件以上とする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。

ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

専門分野表示(例示)

社寺仏閣建築、数寄屋造、伝統型木造住宅、古民家の診断・改修・再生等

「建築士」資格以外の資格の扱い

日本伝統建築技術保存会の認める「日本伝統建築技能士」は、登録証の写しを添付することで、様式4を省略することができる。

また、「日本伝統建築技能士」が専攻建築士に申請する場合、建築士会の会員でなければならない。

法令専攻建築士

対 象：一級建築士

実務内容

- ・ 法令の策定、確認検査、性能評価等に係わる業務
- ・ 裁判所（民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人）行政（建築工事紛争委員会委員、建築士審査会、建築審査会）、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務

解 説

「建築関連法令」に関する専門家として位置付ける。プロジェクトには、直接関与しないが、建築の質を担保する重要な役割であり、「建築の法制」の専門家として、望ましい建築行政を支える専門家でもある。

公共団体・行政機関にあっても営繕部などの部署で、直接プロジェクト等の発注業務、建築設計等の実務実績のある者は「設計専攻建築士」「構造専攻建築士」「環境設備専攻建築士」「生産専攻建築士」等に分類される。

申請要件

免許取得後の専攻領域の実務経験年数が3年以上あること。

実務実績は、「責任ある立場での実務実績」が3件以上あること。

確認検査業務等を年間を通じて相応の件数を行う業務については、責任ある立場での件数3件と同等として扱う。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に「責任ある立場での実務実績」が1件以上とする。

申請に必要なCPD単位は150単位以上あること。

ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

専門分野表示（例示）

建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、建築相談、鑑定書作成業務等、特定行政庁等業務

「建築士」資格以外の資格の扱い

「建築基準適合判定資格者」は、資格者証の写しを添付することで、様式4を省略することができる。

研究教育専攻建築士

対 象：一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

- ・ 教育機関（工業高校、専門学校、大学等）において、建築に関する教育、訓練等の業務
- ・ 研究・調査・開発機関（大学を含む）及び企業の研究開発部門等で、特定の専門分野の研究開発等の業務

解 説

教育・研究機関に所属する建築士は、「まちづくり」や「生産」での限定表示では申請する側及び表示された側（消費者）も、表示（例えば、まちづくりで構造の専門家）から受けるイメージと業務がマッチせず名称の据わりが悪く無理があり、教育研究機関に所属する多くの建築士が、建築士会活動の主要な役割を担っている現実もある。

それらの建築士を合理的な形で位置づけるため「教育研究」の専攻領域を設ける。

申請要件

免許取得後の専攻領域の実務経験年数は、5年以上あること。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績」が3件以上あること。

- ・ 教育機関においては、通年担当する講座（科目等）を1件とする。
- ・ 学位論文、建築学会及び関連機関での公表論文等を1件とする。
- ・ 研究開発部門での調査・開発プロジェクトは1年間で1件とする。
- ・ 博士号の取得は3件とする。

なお、教育・研究部門の専門者を対象とする。専門分野表示を申請する場合は、その専門分野ごとに「責任ある立場での実務実績」が1件以上とする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。

ただし、19年度は、制度導入期の経過措置期間により150単位以上。

専門分野表示（例示）

設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

1 - 2 . 専攻種別と対象者

専攻建築士は、滋賀県建築士会の正会員で、原則として建築士資格取得後の要件が、次の ~ の全てに該当する建築士が対象となります。

専攻領域別の必要実務経験年数が、表1に示す年数以上であること。

専攻領域別の実務実績件数が、3件以上であること。

この場合の「実務実績」とは、原則として「責任ある立場での実績」をさします。

建築士会継続能力開発(CPD)制度に基づく取得単位数が、原則として250単位以上であること。

表1 専攻領域別必要実務年数

| | まちづくり専攻建築士 | 設計専攻建築士 | 構造専攻建築士 | 環境設備専攻建築士 | 生産専攻建築士 | 棟梁専攻建築士 | 法令専攻建築士 | 研究教育専攻建築士 |
|---|------------|---------|------------------------|------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------|
| 1級建築士 | 5年 | 5年 | 4年 | 3年(※建築設備士) | 3年(※一級建築施工管理技士) | 5年(※一級建築施工管理技士) | 3年 | 5年 |
| 2級建築士 | 5年 | 5年 | — | 3年(※建築設備士) | 6年 | 8年 | — | 5年 |
| 木造建築士 | 5年 | 5年 | — | 3年(※建築設備士) | 6年 | 8年 | — | 5年 |
| 備考 | — | — | 建築構造士・APECエンジニア(構造)資格者 | — | — | — | 建築主事・建築基準適合判定資格者 | — |
| 註) 表内の(※資格)は、建築士または記載資格のいずれかの早い資格取得からの必要年数を示す。 緩和措置として、建築士資格取得までの実務経験年数が建築士受験資格の法定年数を超えている者は、2年まで専攻領域別必要実務年数に算入することができる。 | | | | | | | | |

実務経歴・実績免除資格の専攻建築士領域別申請要件一覧

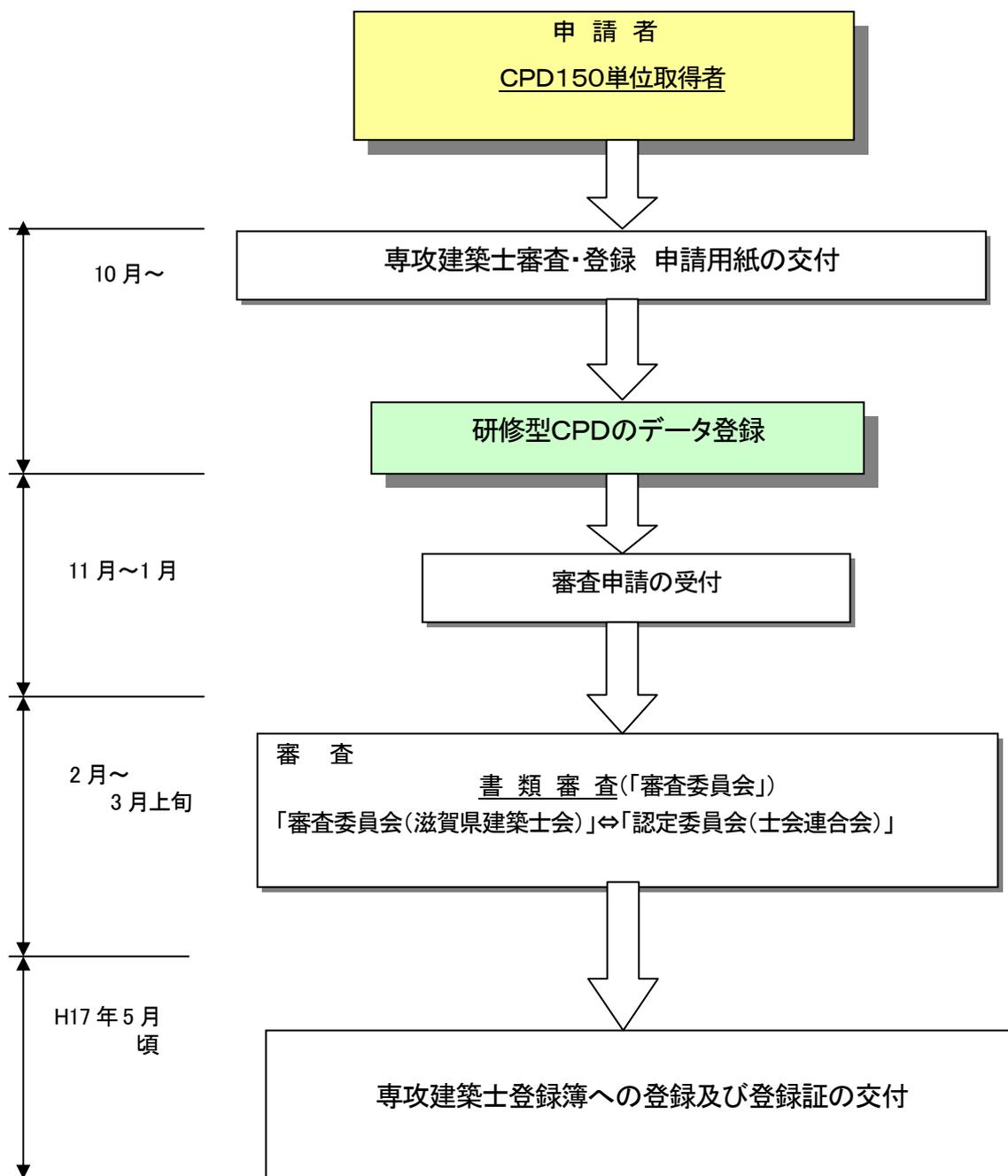
| | 実務経歴・実績免除資格 | 建築士免許より先に取得した場合経歴年数に参入できる資格 | 建築士会 会員 | 建築士会 CPD | 限定表示必要資格 |
|-------|---|---|--------------|------------------|---|
| まちづくり | 現在対象資格なし | | | | |
| 設計 | APECアーキテクト ※1 | | 要 | 不要 | |
| 構造 | APECエンジニア(構造) | | 要 | 不要 | |
| | 建築構造士 (日本建築構造技術者協会:JSCA) | | 不要 | 不要 | |
| 環境設備 | JABMEEシニア ※2 (建築設備技術者協会) | 建築設備士 | 不要 | 不要 | |
| 生産 | 積算:建築積算資格者 (日本建築積算協会) | | 建築士会or積算協会会員 | 建築士会or積算協会のCPD単位 | 積算:建築積算資格者 |
| | 診断・改修: ※3 特殊建築物調査資格者(日本建築防災協会) 建築設備検査資格者(日本建築設備・昇降機センター) 建築仕上げ診断技術者(建築設備維持保全協会) 建築設備診断技術者(建築設備維持保全協会) 建築・設備総合管理技術者(建築設備維持保全協会) | 一級建築施工管理技士 一級電気工事施工管理技士 一級管工事施工管理技士 | 要 | 要 | 診断・改修: [5資格者・技術者] 特殊建築物調査資格者 建築設備検査資格者 建築仕上げ診断技術者 建築設備診断技術者 建築・設備総合管理技術者 |
| 棟梁 | 日本伝統建築技能者 日本伝統建築技術保存会正会員 (日本伝統建築技術保存会) | 一級建築施工管理技士 | 要 | 要 | |
| 法令 | 建築基準適合判定資格者 | | 要 | 要 | |
| 教育研究 | 現在対象資格なし | | | | |

※1 設計領域にて「積算」を専門分野表示する場合で、「積算資格者」を有する者は、実務経歴・実績を免除できる。

※2 限定表示必要実績3件の申請書は様式3のみし使用可

※3 設計領域にて「診断・改修」を専門分野表示する場合で、[5資格者・技術者]を有する者は、実務経歴・実績を免除できる。

1 - 3 . 専攻建築士制度導入期の経過措置等、
(1) 申請から登録までの流れ



※ 申請者 : 専攻建築士制度導入期においては規定単位数 (250 単位) の取得が難しいことから、CPD開始年度により必要単位数を設定します。(19 年度申請者については 150 単位とします。)

1 - 4 . 限定表示・専門分野表示

限定表示

限定表示とは、専攻領域を補完するものであり、専攻領域の中で専門分化がすでに実態化し社会的評価の定まった業務、あるいは専攻領域内に並存する業務を特定の業務分野として限定的に表示するものです。

当面は、環境設備専攻領域及び生産専攻領域で限定表示を行うこととなります。

限定表示業務については、その業務に関する実務実績年数と3件以上の責任ある立場での実務実績が必要となります。

複数の限定表示業務については、それぞれについて3件以上の実務実績を満たせば、複数の限定表示を受けることも可能です。

| まちづくり | 設計 | 構造 | 環境設備 | 生産 | 棟梁 | 法令 |
|-------|----|----|-------------------------------------|--|----|----|
| | | | 空調設備(空調) 給排水衛生設備(衛生) 電気設備(電気) | 建築施工管理(建施工) 設備施工管理(設施工) 積算(積算) 診断・改修(診・改) | | |

専門分野表示

「専門分野表示」は、消費者から見て「表示があった方が分かりやすい」という視点から設けることを原則としています。

専門分野表示は、限定分野表示と異なり、業務分野を限定される表示ではなく、得意な業務分野毎にその分野の実績を確認する制度です。従って、得意分野を表示するか否かは申請者の自由な選択となります。

ただし、専門分野表示の審査は、1専門分野毎に3件以上の実績で審査します。

又、1専攻領域当たり3専門分野が上限とされています。

専門分野表示例は、「連合会認定評議会」で認められる必要があります。既に認められた例示(表-1 参照 11 頁)を原則として運用しますので、専門分野表示を希望する方はこの表より選んで申請して下さい。

専門分野表示(例)

| まちづくり | 設計 | 構造 | 環境設備 | 生産 | 棟梁 | 法令 | 研究教育 |
|--|--|------------------|------------------|---|---|---|--|
| 都市・環境デザイン 都市計画 再開発 区画整理 まちづくり コーディネーター まちづくりアドバイザー 街並保存修景 | 戸建住宅・集合住宅・ 医療施設・福祉施設・ 教育施設・生産施設・ 商業施設・業務施設・ 文化施設・宗教施設・ 鉄道施設・宿泊施設・ スポーツ施設・社寺 建築・伝統建築保護 修復 ランドスケープ ファシリティ マネージメント (FM) プロジェクト マネージメント (PM) コンストラクション マネージメント (CM) リフォーム・積算 | 当面特 に設け ない | 省エネルギー 情報システム | 建築施工管理 戸建住宅 集合住宅 積算 コンストラクション マネージメント 維持管理 リフォーム | 伝統型木造住宅 社寺仏閣建築 茅葺合掌造改修 数奇屋造茶室 木造耐久性調査 伝統技術診断 | 建築確認・検査 業務 性能評価業務 保証検査業務 紛争調停業務 特定行政庁等 業務 建築相談 鑑定書等作成 業務 | 設計 構造 環境設備 材料・施工 福祉工学 建築計画 都市計画 建築史 |

現在、認定登録委員会が認定した専門分野は上記の通りですが、今後認定分野が増える場合があります。

なお、環境設備専攻の、空気調和・給排水衛生・電気の業務は専門分野表示でなく、「専攻建築士登録証」に()付で、環境設備専攻建築士(給排水衛生)のように表示します。

また、教育、研究等の業務を主とされる方は、その専門性により各々の専攻領域に申請出来ますが、上記同様に原則としてそれぞれの専攻領域に()付きで表示します。

2. 審査について

2 - 1 . 審査方法 (書類審査)

「審査」は、申請者より提出された審査・登録申請書に対し、専攻建築士別に示す審査要件を満たしているか、原則として各「建築士会」に設ける「専攻建築士審査委員会」で書類審査を行い、士会連合会内に設ける「専攻建築士認定登録委員会」で「認定の登録」が行われます。

2 - 2 . 申請手続き

(1) 審査申請

年一回、「専攻建築士の審査及び認定登録」を行うものとします。

「審査」は、原則本会内に設ける「専攻建築士審査委員会」で実施します。

実務期間、実績の申請は、「専攻建築士審査・登録申請書」で行うものとするが、CPDの実務実績の登録を行っている者は、その期間のデータを「専攻建築士審査」の資料に代えることができます。

*「専攻建築士認定委員会」は、当面、連合会内に設置するが、将来的には第三者機関となることを想定しています。

(2) 審査基準

専攻建築士の審査は、専攻建築士別に示す「実務経験年数」「実務実績件数」及び「指定されたCPD (建築士継続能力開発) の取得単位」により行います。

(3) 「実務経験年数」

実務経験の期間は、専攻建築士別に設定します。

実務経験の期間は、過去の専攻領域を担当した期間の積み上げが、規定の年限以上あることを要件とします。

複数領域の専攻を申請される場合、各規定年限の合計以上の実務が必要となります。

「建築士」免許取得前の実務経験年数が、「建築士法」で定められた実務経験年数を超える場合は、その専攻領域の実務年数を2年に限って算入できます。

(4) 「実務実績件数」

実務実績は、下記「責任のある立場での実務実績」の件数で審査する事とします。

実務実績は、下記「責任のある立場での実務実績」注1) に該当する実務3件について審査します。

18ヶ月を超える長期案件は、実務実績2件と数えます。

注1) 責任ある立場での実務実績

- a 比較的小規模の業務について、企画、計画・設計・監理、調整、施工監理などの大半の業務を行なう実績
- b 比較的大きな業務の一部を担当して業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などの業務を行なう実績
- c 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、またはそれらを総括する立場で行なう実績

(5)「CPD単位」

1 1月末までに研修型・実務実績型CPD(CPD手帳)のデータ登録をし、「CPD個人実績表」の発行を受け、申請書に添付して下さい。(複数領域申請の場合でも、本年のCPD必要単位は150単位です。但し、更新する場合はある程度の追加単位の取得が必要とされます。)

CPD手帳と実務シートの提出方法

CPDデータ登録申請書に、CPD手帳と実務実績シートを添えて提出して下さい。

提出方法には以下の二つがあります。

- 1 事務局へ持参する。
- 2 郵送や宅配便で提出する(送料・返送料は各自負担となります)。

送付する場合には、トラブルを避けるため、「簡易書留」か「宅配便」として下さい。また、送付中の紛失・破損などの事故については、その責任を負いかねるため、手帳及び実務実績シートはコピーを手元に残しておいて下さい。

CPD手帳と実績シートの提出 (10月～11月提出)

CPD手帳

CPDデータ登録申請書

(申請書裏面にデータ登録費2,000円×申請年数の払込金受領証のコピー貼付)

実務実績シート様式1:(実績を写真で示せる場合)

実務実績シート様式2:(実績を写真で示せない場合)

(実績証明書・CPD手帳返信用封筒A4 返信先記載 480円切手貼付)

持参・郵送(簡易書留)・宅急便

滋賀県建築士会 事務局 に提出

能力開発プログラム評議会 審査・認定

(～12月発送)

実績証明書・CPD手帳 郵送(簡易書留)

なお、CPDデータ登録申請については本会ホームページ(<http://www.kentikusikai.jp>)にて登録申請書等をPDFファイル及び文書データで提供しております。詳細は本会ホームページをご覧ください

3.申請書等の配布と受付

3-1.関係書類の配布

- (1) 配布物 : 「審査・登録申請総合案内書」、「審査・登録申請書」、「記入にあたってのご注意」、「記入例」
- (2) 配布期間 : 平成19年10月1日 ~
- (3) 配布方法 : A. 本会ホームページ (<http://www.kentikushikai.jp>) よりダウンロード
PDFファイル及びWORD文書で作成の上提出できるよう、WORDファイルも提供しております。
- B. 郵送 : 切手510円分(速達郵便代)と、〒、住所、氏名を記入した角2の返信用封筒を同封し、「専攻建築士審査申請関係書類送付希望」と明記の上、本会宛てにご請求下さい。
- 「審査申請総合案内書」、「審査申請書記入にあたっての注意事項」、「審査申請書」について、滋賀県建築士会 HP (<http://www.kentikushikai.jp>) にてPDFファイルを提供しております。
また、エクセル文書で作成の上提出できるよう、エクセルファイルも提供しております。

PDF (Portable Document Format) ファイルを閲覧及び印刷するためには、Adobe Acrobat Reader (Adobe Systems 社) という表示用ソフトが必要となります。
ソフトをお持ちでない方は、Adobe Systems 社のホームページよりダウンロード(無料)して下さい。

3-2.審査申請書の申請

(1) 審査申請書の受付

受付期間 :

平成19年11月1日(木) ~ 平成20年1月31日(木)
審査申請は締切日の消印のあり、審査の初日迄に審査事務局へ到着したものは有効です。

受付場所 : (社) 滋賀県建築士会

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-18 建設会館 3F

TEL : 077 (522) 1615 Email : shiga-sa@mx.biwa.ne.jp

URL <http://www.kentikushikai.jp/>

申請方法 : (2) に示す書類を、上記受付場所へ持参、又は宅配便、簡易書留郵便による郵送にて申請して下さい。(普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますのでご了承下さい。)

(2) 申請に必要な書類

審査・登録申請書

- ・「審査申請書(新規用)記入にあたっての注意事項」をよく読んでご記入下さい。
専攻建築士審査・登録申請書「誓約書(様式1)」「顔写真添付」
 - 〃 「申請書(様式2)」「顔写真添付」
 - 〃 「建築士免許取得後の職務経歴(様式2-1)」
 - 〃 「専攻領域別実務履歴(様式3-1~3-7)」
<専攻領域の規定年数以上の実務実績を記入>
 - 〃 「責任ある立場での実務実績(様式4-1~4-7)」「写真等貼付」
 - 〃 「申請書類確認書(様式5)」「審査料払込書の写し貼付」
(複数領域の申請をされる場合、様式3・4を領域毎に追加提出願います。)
- <参考>資料「手書きデータによるCPDの実施記録・単位申請用紙」
- 〃 「CPD単位取得申告書」

申請者顔写真(縦 3.0cm×横 2.4 cm) 2枚(デジカメプリントの場合は、極力退色しないもの)

- ・無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真(カラーコピー不可)
- ・最近3ヶ月以内に撮影したもの(カラー、白黒でも可)
- ・写真の裏面に氏名を記入し、「申請書類確認書申請書所定欄」に貼付して下さい。

審査・登録手数料払込受付証明書の写し(申請書類確認書 申請書所定欄に貼付の事)

建築士免許証の写し、その他建築構造士、建築設備士、施工管理技士等のその専攻・専門表示等の特記を希望される方は、その認定証の写し

CPD単位取得証明書、及びCPD手帳(本年度は、制度導入期の経過措置として実務のみで申請が可能の方は省略する事ができます。但し、努力している建築士として習得単位の登録を希望される方は、手帳を同封して下さい。手書きデータのある方は「手書きデータの登録方法」前頁を参照して下さい。)

(注意) 申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。また、審査の過程において、別途に審査委員会より追加や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。なお、申請のために提出された書類については、返却には応じられません。

3-3. 審査・登録手数料

(1) 手数料等 16,800円

- ・1領域：16,800円(内訳：審査手数料10,500円 認定登録料6,300円)
- ・2領域：27,300円(内訳：審査手数料21,000円 認定登録料6,300円)
- ・3領域：37,800円(内訳：審査手数料31,500円 認定登録料6,300円)

(2) 払込方法と指定口座

郵便局に備え付けの振込用紙にて、下記本会指定の郵便口座に払込み納付し、その際発行される払込み受付証明書の写しを審査申請書の所定欄に貼付けて下さい。

郵便振替：01010-9-21890 名義：社団法人 滋賀県建築士会

審査・登録手数料は、会社等で複数人分の「審査・登録手数料」を、振り込まれる場合でも、必ず個人別に郵便局に払い込んでください。

尚、審査手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還しません。

登録料は、「要件を満たしていない者」に対してのみ、事務局から払い戻しいたします。

3-4. CPD制度参加登録義務

申請に際し、滋賀県建築士会の正会員であり、CPD制度に参加登録されている事が必要になります。

正会員の方でCPD制度に未加入の場合は、審査・登録申請書のCPD所定欄に参加希望の○印を付け、CPD参加初期費用 1,000円(初期登録費、手帳代)を加えて払い込み下さい。

CPD年間データ管理費(2,000円)は、専攻建築士登録がなされてから必要となり、会費と併せ別途請求させていただきます。また、本会非会員の方は別途入会手続きを行って下さい。

4. 登録手続き

4-1. 登録の方法

要件を満たしていると認められた方は、士会連合会専攻建築士認定委員会に推薦致します。

残念ながら、「要件を満たしていない者」には内容を連絡し、登録料の返還を行います。

登録後、申請内容に不義があった場合は、専攻建築士の称号を得ることができなくなりますのでご注意ください。

4-2. 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。(有効期限は登録証に明記されます。)

専攻建築士の名称を付与する最終的な権限は、当面の運用において士会連合会に設ける「専攻建築士認定登録委員会」に留保されます

登録の有効期間満了前に、申請により審査を受け更新を認められた方は、更新の登録ができます。

登録の有効期間内の5年間に250単位以上のCPDを実施していることが更新の必要条件となります。

CPDは継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、専攻建築士として登録を受けた後も、毎年バランスよく引き続きCPDを実施するとともに、その記録等に努め、更新に備えて下さい。

実務のCPDと研修CPDのバランスについては、「実務14単位、研修36単位」を目標とします、登録更新時に、「実務50(10/年)~150(30/年)、研修200(40/年)~100(20/年)」の範囲までは認定されます。

尚、登録更新に必要な実務は、「専攻領域」の実務のみに限られません。

4 - 3 . 登録証

登録者には、専攻建築士登録証（A4版及びカード）・バッチを交付します。

4 - 4 . 登録者名簿

登録者は、滋賀県建築士会で管理する専攻建築士登録者名簿に必要な事項が記載され、滋賀県建築士会ホームページ等に公表致します。

また、「CPD建築士」「専攻建築士」のデータを活用し、建築士会の会員及び消費者への情報開示や「建築士会」の事業活動の活性化の促進を図ります。

4 - 5 . 変更・再交付

登録内容に変更が生じた場合や認定証を汚損・紛失した場合は、再交付（実費）を行いますので事務局に連絡の上、所定の申請書により手続きを行って下さい。

4 - 6 . 監査・制裁措置等

滋賀県建築士会専攻建築士審査委員会、及び士会連合会専攻建築士認定委員会では、専攻建築士に対し、一定期間ごとに、一定程度の数を抽出し、監査を行うことがあります。具体的には、専攻建築士がCPDを実施しているか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、問合わせを行ったり、必要書類（講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等）の提出を求めたり、第三者への確認等を行うこととなります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁的措置を行うことがあります。

5 . 登録の更新

専攻建築士の登録の有効期間は5年間です。このため、専攻建築士であり続けるためには、登録を更新する必要があります。登録の更新のための審査及び登録に関する詳細は、該当登録に事前にご案内します。

5 - 1 . 審査方法

審査は、専攻建築士の更新要件とする、「継続的な専門能力開発（CPD）を満足すべきレベルで実施していること」について、滋賀県建築士会専攻建築士審査委員会が受理した登録更新の審査申請書をもとに行います。なお、必要に応じて、CPDの実施内容等を確認するため、問合わせやCPDの実施を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

CPDについては、『7. 建築士会継続能力開発（CPD）制度』を参照して下さい。

また、制度の詳細は本会ホームページ等を参照願います。

5 - 2 . CPDの記録と保管

審査の過程でCPDの実施を証明する書類の提出を求めますので、講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、保管しておくようにして下さい。

専攻建築士として登録を受けた後も、登録更新の際、審査申請書の様式4を提出することになりますので、普段からCPD記録をとるようにして下さい。

5 - 3 . 更新の特例

登録有効期間内の5年間に、CPD時間数が要件の250単位に満たない場合は、要件を満たすことが認められないため、登録が失効します。ただし、傷病、産休等やむをえない事情のある場合は登録更新の期間中に下記の特例を申請出来ます。

傷病、産休等の場合、一年後までに6年間で300単位を満たした場合に限って登録の更新（再登録）を申請することができます。（この場合、更新の登録（再登録）を受けるまでの一年間は登録が失効します。）

職場の転務、失業等やむをえない事情で、「実務CPD」を行うことが出来なかった場合、研修型CPDを付加することで、20単位（5年間）を限度（合計270単位）に補足できるものとする。

建築士資格取得後、30年を超える「専攻建築士」は、法改正など必要な「CPD」を義務付け、単位の緩和をすることができる。

5 - 4 . 更新手数料

(1) 手数料等 **6,300円**（消費税額300円を含む）程度を予定。

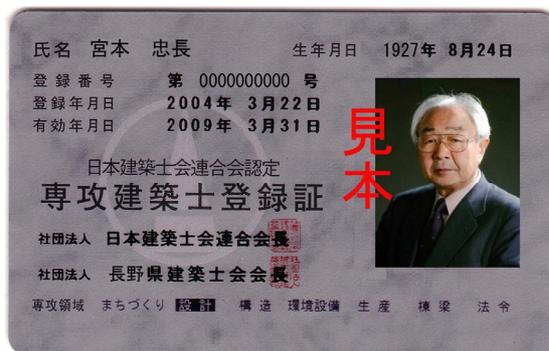
審査手数料、登録手数料、複数領域の追加更新料等は未定。後日の登録者案内等でお知らせします。

< 参考資料 1 > 専攻建築士登録証・登録証カード・バッジ

専攻建築士登録証 (A4版)



専攻建築士登録証 カード



(クレジットカードサイズ)

バッジ (直径 12mm) 赤地に金のマーク



6．建築士会継続能力開発制度（CPD：Continuing Professional Development）について

6 - 1．CPD制度について

専攻建築士の認定・更新要件として『継続的な専門能力開発を満足すべきレベルで実施していること』があります。

「継続的な能力開発」とは、CPD（Continuing Professional Development）と呼ばれ、専攻建築士として

下記事項に対応して、必要な知識及び技能の維持向上に継続的に努めることが求められています。

- 技術の進歩・消費者ニーズの多様化・法令改正等社会状況の変化への対応
- 安全で良質な建築ストックの確保
- 信用の確保・増大
- 知識・技能の国際水準の確保 等

（1）CPDの目的と内容

目的 建築士会では、建築士に付託された社会的な責務を全うするために、必要な能力開発を継続的に進める。同時に、建築士が技術的に責任をもつ専攻領域及び専門分野に見合う能力開発の内容を社会に明示する。

内容 建築士の継続能力開発は、「実務による能力開発」と、それを補完する「研修による能力開発」で構成する。

「実務による能力開発」は、建築士が日常の実務を通じて身に付ける能力開発である。

「研修による能力開発」は、実務で得られるものの不足分を補い、体系付けるための能力開発である。

（2）CPDとして修得すべき課題

専攻建築士として修得すべき建築に係わるCPD課題は下記の通りです。

- 1 総合的なもの（安全、環境、倫理、契約等のほか、経営・管理に関わるものを含む）
- 2 専門的なもの（各専攻・専門分野に関する関係法令・技術・紛争事例等）

(3) CPDの分類

専攻建築士のCPDとしては、形態ごとに下表の～のように分類されます。

| 種別・分類 | | 内 容 |
|---------------|-------|---|
| 研修による能力 開発 | 活動型研修 | 住宅相談等の社会貢献、各種講習会の講師、研究・論文発表。 各団体・官公庁委員会など自らの知識・技能を提供するもの |
| | 参加型研修 | 提供されたプログラムを受講するもの |
| | 自習型研修 | 認定教材、公開情報等を個人的に学習するもの |
| 実務による能力 開発 | 実務型 | 建築に関する実務経験のうち、CPDとして効果が見込まれるもの |

6 - 2 . CPDの実施

(1) CPDの要件

登録の更新に必要なCPD単位数

登録有効期間の5年間に250単位以上（目安として1年で50単位）

(2) CPDの対象とCPD時間数

CPDの対象となる時間数は、実際に費やした時間数（実時間数）に、それぞれのCPDの対象となるプログラムに係る効果の程度を考慮した重み付けを乗じた時間数（CPD時間数）です。

詳細については、建築士会継続能力開発（CPD）制度単位換算表を参照して下さい。

6 - 3 . C P Dの参加登録と手帳の入手

あなたの実績をCPD制度で社会に示そう！

～CPDは平成15年度から試行が始まった「専攻建築士制度」の必要条件です～



□ 「CPD制度」と「専攻建築士制度」の概要

「CPD制度」と「専攻建築士制度」は、まじめに努力している会員建築士を建築士会が応援する制度です。

- 「建築士会継続能力開発(CPD)制度」とは、「建築士法 第22条」に基づいて、「建築士会」が継続能力開発を行っている人の実績を確認して証明し、表示する自主制度です。

「建築士」に付託された社会的責務を全うするために、必要な継続能力開発と専攻領域及び専門分野に見合う能力開発の内容を社会に明示することを目的にCPD制度を平成14年11月より開始しました。建築士を取り巻く環境変化や諸問題に対処すべくCPD制度に登録し、CPD手帳を手にと積極的に研修に参加し、実績を社会に示すと同時に、新たな自主資格認定制度である「専攻建築士」を目指しましょう。

- 「専攻建築士制度」とは、消費者に対して専門家として社会に責任の取りうる業務領域(専攻専門領域)を認定・登録し社会に示す制度です。

「建築士」の業務は、多様に専門分化しながら上流・下流に拡大しています。建築士は「法に守られた資格者」として自らの専攻・専門分野を、実務実績をベースに消費者に示す＜社会的責任＞があります。

□ 建築士会の継続能力開発(CPD)制度のしくみ

CPD制度の実績は、「実務による能力開発」と「研修による能力開発」の2つで構成され、5年間で250単位、年間50単位を目安に、そのうち、研修は36単位程度、実務実績については14単位程度とします。そして、どのような専門領域、専門分野にあっても活動しつづける建築士であれば、対応可能です。

具体的な単位の算定方法は、単位換算表を参照下さい。



□ CPDの参加登録方法

● CPD手帳を入手しよう

バーコードを活用した記録システム

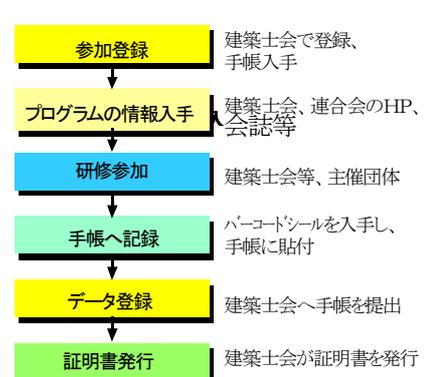
建築士会で認定された講習会、講演会、見学会等の様々な研修機会に参加した際に、研修記録用のバーコードシールを入手し、それをCPD手帳の研修記録シートに順次貼り付けます。

後日手帳を建築士会事務局等に持参戴き、バーコードシールを読み取ることで、研修記録がデータとして登録されます。

研修は他団体の講習会や防災ボランティア活動等の地域貢献活動も単位認定されますが、その様なバーコードシールが当日配布されない場合は、いつでもどこでどのような研修(催し名・日時・会場・主催者名、研修内容等)に参加したのかを手帳に自己記入し、後日登録期間に士会事務局にてそれら催しのバーコードシールを申請入手した時点で貼り付けてください。

また、実務実績の登録方法については、別途実務実績の登録方法等の項目をご参照願います。

● =CPD参加登録から証明書発行まで=



CPD参加に係わる費用

- ①手帳代 500円(1冊)
- ②初期登録費 500円(初回のみ)
- ③CPDデータ登録費 2,000円(1年分)

6 - 4 . 建築士会継続能力開発 (C P D) 制度単位換算

● 実務による能力開発

日常の業務を通じた能力涵養で、建築設計・工事監理、施工に限らず、日常的に建築士が取り組んでいるさまざまな業務すべてを対象とし、建築士が誇りを持って自薦するに値するものとします。

表1 「実務における能力開発」 5年間70単位程度(年間14単位程度)

*1年間に複数の活動分野の業務を行った場合は、すべて「実務実績」として登録できる。

| | まちづくり活動 | 設計活動(設計・構造・環境設備) | 生産活動(施工・棟梁) | 法令に関する活動 |
|-------|--|---|---|--|
| 共通 | ・論文の作成(5,10単位) ・教育機関講師(非常勤:1講座5単位[年] / 常勤:15~20単位) | | | |
| 活動分野別 | プロジェクト(案件の評価) 担当者(2~4単位) 責任ある立場(5~10単位) *プロジェクトの規模(時間) 6ヶ月を超えるプロジェクト×1.5倍 9ヶ月を超えるプロジェクト×2.0倍 1年を超えるプロジェクト×3.0倍 (小数点切り上げ) プロジェクト(時間軸評価) (少10,標準15,多20単位) まちづくり活動等 | プロジェクト(案件の評価) 担当者(2~4単位) 責任ある立場(5~10単位) *プロジェクトの規模(時間) 6ヶ月を超えるプロジェクト×1.5倍 9ヶ月を超えるプロジェクト×2.0倍 1年を超えるプロジェクト×3.0倍 (小数点切り上げ) マネージメント等の業務 (少10,標準15,多20単位) コンペ応募(5,10単位) | プロジェクト(案件の評価) 担当者(4単位) 責任ある立場(8単位) *プロジェクトの規模(時間) 4ヶ月を超えるプロジェクト×1.5倍 8ヶ月を超えるプロジェクト×2.0倍 1年を超えるプロジェクト×3.0倍 (小数点切り上げ) マネージメント等の業務 (少10,標準15,多20単位) | 確認検査業務(1年間の件数) ・建築主事(建築基準適合判定資格者) ・補助員(設計審査) 住宅性能表示審査業務 (少10,標準15,多20単位) *全国の実態により設定 都市計画・条例等の法令策定業務 裁判所(調停委員等)・行政等への参加 |

● 研修による能力開発

社会貢献活動や講習会、見学会など、必要に応じた最新情報の習得で、実務の不足を補うものです。

表2 「研修による能力開発」 5年間180単位程度(年間36単位程度)

| 継続能力開発の種別 | | 研修内容 | 単位算定の基本的考え方 | 平成19年度単位設定の目安 |
|-----------|--------------------------|--------------------------------|--|--|
| 1. 活動型研修 | 1.1 社会貢献活動型 | 住宅相談、まちづくり活動、応急危険度判定、住教育支援など | 活動時間×2 | すべての活動について半日の場合は6単位、一日の場合は12単位 |
| | 1.2 情報提供型 | 講習会講師、各種講演、論文発表(論文作成は実務実績)等 | 活動時間×2 | 自己申告制とする(印刷物など事実を証明できる資料が必要) 単位設定は上記と同様、半日は6単位、一日は12単位 |
| | 1.3 委員会活動型 | 各種委員会、審査会など(他団体を含む)※1 | 活動時間×2(委員長、主査等) 活動時間×1(委員) | 委員会活動の時間に関わらず、委員長は4単位、委員(副委員長を含む)は2単位 |
| 2. 参加型研修 | 2.1 認定研修 | 特別認定研修 従来の指定講習などが該当 | 受講時間×2 | 講習について半日は6単位、一日は12単位、2時間未満は4単位 |
| | | 認定研修 特別認定以外の公益法人等主催の講習会 | 受講時間×1 | 講習について半日は3単位、一日は6単位、2時間未満は2単位 |
| | 2.2 その他講習会、講演会、見学会、社内研修等 | 認定研修以外の講習会、講演会、見学会、視察旅行等、社内研修等 | 参加時間×1 | 自己申告とする(印刷物など事実を証明できる資料が必要) 半日は3単位、一日は6単位、2時間未満は2単位 海外視察は1日2単位/出・帰国日は単位認定外例:9日間の海外視察(9日-2日)×2=14単位 |
| 3. 自習型研修 | 3.1 認定教材による研修 | 通信教育 | 通信教育の認定は、 考査を行う講座とする。 | 教材ごとに単位数を設定 |
| | | 雑誌記事・連載講座 ※2 | 指定する建築関連記事等については、 1単位/10頁を原則(内容により加減) | 教材ごとに単位数を設定 ・会誌「建築士」の「連続講座」は1回1単位 ・日経アーキテクチャー、日経ホームビルダー、建築技術の認定講座は個別に単位認定 |
| | 3.2 公開情報による研修 | 検討中※2 | 検討中 | 検討中 |

※1 単位上限12単位

※2 単位上限12単位程度(地域・職域・その他により24単位まで可能)

7 . Q & A

- Q : 150 単位の実務、研修の内訳は、それぞれ何単位という制限はありますか。
- A : 実務の C P D と研修 C P D のバランスについては、「実務 14 単位、研修 36 単位」を目標とするが、登録更新時に、「実務 10 ~ 30、研修 40 ~ 20」の範囲まで認め、専攻領域別に設定する。更に、地域によりこの巾内であるなら許容範囲としていますので、19 年度の 150 単位についても同様の分配と考えて頂き「実務 30 ~ 90、研修 120 ~ 60」の範囲となります。
- Q : 建築士資格取得までの実績が、法定年数を超過している場合は 2 年まで実績として参入できるとありますが、どういうことでしょうか。
- A : 一級建築士の受験資格に、必要最低実務経験年数が 2 年となっております。これを標準にして取り込んだものです。例えば設計専攻申請者（資格取得後 5 年）で、実務経験が 3 年の場合は、この受験までの実務経験を、2 年を限度に取り込んで、計 5 年とし、申請資格を認めましょうというものです。
- Q : 『「建築士」または「建築施工管理技士」資格取得後の専攻領域の実務経験年数は、生産が 3 年、棟梁が 5 年以上』となっておりますが、どちらか先に取った資格からの年数でよいのでしょうか。
- A : 「建築士」であることは、大前提です。ですから「建築施工管理技士」を取得後、仕事をし、それから「建築士」をとった場合は、建築施工管理技士の資格取得後の実務実績が生きてくることとなります。
- Q : 申請専攻建築士領域が複数の場合、必要 C P D ポイントは申請領域 × 50 ポイント（1 年）となるのでしょうか。
- A : 単純に × 50 ポイントとは考えていません。業務にしる、研修にしる、生産分野にのみ有効とか、設計分野のみに有効、というよりも、幾つかの側面を持った内容であることが多いと思われるので、両方にカウントできる場合については、それを認めます。けれどそれを説明できなくてはなりません。業務の内容、研修の内容を現わして、納得させられるものを用意する必要があります。

- Q : 実績シートの写真は義務でしょうか。
- A : 写真は可能な範囲で結構ですが、写真でなければ説明のつかないものもありますので、そうした場合は写真の貼付をお願いします。(特に棟梁専攻建築士領域)
- Q : ある専攻領域を取得し、次の更新時には部署が変わって、その領域の実務実績数が足らなくなった場合はどのようにすればよいのでしょうか。
- A : 継続的に実務を行っていることは、社会からの信頼を得ている証しと考えておりますので、申請したい専攻建築士領域の実務実績が足りない場合は、それに相応しい専攻建築士別の研修型CPDで補足する必要があります。
また、過去に新しい領域の実績がある場合はそれを生かして申請して頂いてよいのですが、20年以上間が空いた場合は参入不可とします。
- Q : 設計・施工で木造住宅を手がけていますが、その場合「生産か「棟梁」のどちらで申請したらよいのでしょうか。
- A : 「棟梁」の定義を「主として伝統的木造住宅、社寺建築、数奇屋などの設計と施工の技術を習得し、日本建築士会連合会の伝統的な生産も方式の担い手、地方の建築文化の保全者となるような機能を果たしている者」としております。在来型の和風住宅(主として軸組工法)を手がけておられる方が多いのですが、その場合は、「生産」となります。たずさわった建築物の写真貼付頂き、説明願います。
- Q : CPD及び専攻建築士登録を検討していますが、転職や引越しの時、再度入会金をはらうのでしょうか、また、CPDの取得単位及び取得した専攻建築士登録はどうなりますか、さらに、建築士会入会前のCPDバーコードは使用できるのですか。
- A : 建築士会内の支部移動については入会金を新たに払う必要はありませんが、都道府県建築士会が変わる場合は、入会金を免除するところが多いのですが、そうでない場合もありますので、確認してください。また、CPDは個人の勉強した、または経験した記録ですので、どこに移ろうと有効です。「専攻建築士」についても、登録して5年間は有効です。変更した事項の届けは必要ですし、証書やカードの変更を望むのであれば、有料になりますが、再発行は可能です。

8 . 申請書記入のご注意

- ・各書式は審査の基になりますので、この注意と記入例を参考に、正確にご記入ご入力をお願い致します。
- ・記入に際し年号は西暦を用い、各書類の注意事項を踏まえご記入願います。
- ・職務経歴(様式2-1)、実務履歴(様式3-1～3-7)は現在から遡って記入し、CPD単位をご記入願います。

①「登録申請書 誓約書(様式1)」(証明用顔写真貼付—縦 3.0cm×横 2.4 cm 登録証カードに転写します)

- ・上段の申請者氏名は自署の上、押印願います。
- ・申請される領域に○を付け、専門分野をご記入願います。
- ・申請区分、提出書類確認書について該当するチェック欄に記入と○を付けて下さい。

②「申請書(様式2)」(顔写真添付)

- ・建築士としての一般情報、申請する「専攻領域」「得意分野の表示項目」その他の建築関連資格など記載する用紙です。会員登録データの再確認・登録を行います。
- ・建築に関する他資格(コピーを同封)、NPO等の社会活動、他団体の委員等の活動もご記入願います。

③「免許取得後の職務経歴(様式2-1)」

- ・建築士免許取得後の職歴を記載願います。現在から遡り、業務内容欄には具体的な代表的物件名と共に、業務の概要・専攻領域の区分がわかる様に記入願います。

④「実務履歴(様式3-1～3-7)」<専攻領域の規定年数以上の実務実績を記入>

- ・申請する専攻領域の業務のみについて現在から遡り、担当期間の合計が必要期間以上であり、実績内容が確認できるように記入して下さい。
- ・担当期間が複数のプロジェクトで重複する場合は、実務経験の期間として月数を重ねてカウントすることはできません。この場合はプロジェクトの担当期間は実際の年月を記入いただきますが、下段の合計欄には重複する期間を除いた実務年数の合計をご記入下さい。
- ・複数領域の申請をされる方は、この④⑤の書類を領域毎に提出して下さい。
(原則、申請は3領域まで)

⑤「責任ある立場での実務実績(様式4-1～4-7)」(写真等貼付可)

- ・専攻領域毎に、責任ある立場での3件の実務実績を、記載願います。

⑥「申請書類確認書(様式5)」

提出書類確認書について該当するチェック欄に記入と○を付けて下さい。(『審査料払込書の写し』貼付)